

現況届の提出をお忘れなく

「児童扶養手当」や「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要です。すでに手当を受けている方には、現況届の用紙をお送りしましたので、忘れずに提出してください。
提出がない場合、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



● 児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

「ひとり親家庭などの児童を養育する家庭」に支給される『児童扶養手当』、「身体や知的障がいのある児童を介護されている家庭」に支給される『特別児童扶養手当』。どちらも生活の安定と自立を助け、すべての家庭で児童の健やかな成長を支援するための制度です。

対象となる児童や申請方法など制度の詳細は、各担当課へお問い合わせください。

児童扶養手当

■ 提出期間 8月1日(火)～31日(木)
(土・日曜日・祝日を除く)
提出・お問合せ ● 子育て支援課 とも係
☎ 76-5412

特別児童扶養手当

■ 提出期間 8月10日(木)～9月11日(月)
(土・日曜日・祝日を除く)
提出・お問合せ ● 保健福祉課 福祉係
☎ 76-3185

子どもの健診 会場 ● 保健福祉センター 受付時間 ● 個別に通知します。

■ 健診

乳児健診

8月9日(水)
対象 ● 令和4年9月～10月生まれの乳児と未実施者

1歳6カ月児健診

8月4日(金)
対象 ● 令和3年12月～令和4年2月
生まれの幼児と未実施者

3歳児健診

8月18日(金)
対象 ● 令和2年3月～4月生まれの幼児と未実施者

お問合せ ● 保健福祉課 健康づくり係 ☎ 76-3185

住民税の申告はお済みですか？

所得税の確定申告が不要な場合でも、給与・年金以外の所得がある方や、税金上の扶養になっていない方は、住民税の申告が必要です。未申告の方を対象に申告相談を開催します。

日時 ● 8月17日(木)・18日(金) 午前9時～午後4時
会場 ● 役場1階 第2会議室
持ち物 ●

- ・マイナンバーが記載された本人確認書類など
- ・収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など)
- ・経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など)
- ・各種控除証明書

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

お問合せ ● 税務課 課税係 ☎ 76-5402



★ 未申告の場合 ★

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。

この他にも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。

8月から

18歳までの高校生等医療費受給券を交付します！

医療費受給券の利用年齢が18歳までの高校生などに引き上がります。受給券を使用することで、窓口での支払いが無料になります。

すでに受給資格登録をしている方には、令和5年8月診療から使用できる受給券を郵送します。利用には登録が必要ですので、登録がお済みでない方は、必要書類をそろえて申請してください。申請書は、子育て支援課窓口、または町ホームページから入手できます。



■ 18歳までの高校生など(学生のみ)

	変更前	変更後
受給券の有無	受給券なし	受給券あり
助成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・償還給付 ※窓口で医療費をお支払いいただき、後日申請によりお支払額を登録口座へ振り込みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現物給付 ※窓口での支払いは不要です。 ※ただし、県外受診、受診券未使用などの場合は、償還給付となります。

千葉県子どもの成長応援臨時給付金のお知らせ

物価高騰の影響を踏まえ、習い事や体験活動などにかかる経費負担を軽減するため、県内在住の小・中学生を対象に、県独自の給付金を支給します。

給付金額

● 児童1人当たり 10,000円

支給対象者

- 基準日の令和5年4月30日時点で、多古町に住民登録がある小・中学生(平成20年4月2日から平成29年4月1日までに出生した児童・生徒)を養育している保護者
- ※ 児童・生徒の住民登録が多古町外でも、基準日に県内に住民登録があれば対象となりますので、令和5年4月30日時点で住民登録がある市町村にお問い合わせください。

手続き

- 申請が必要 → 児童手当を受給している町外(県外含む)在住の方
- 申請に必要なもの ● 申請書および申請者名義の振込先口座が分かるもの
- 申請期限 ● 令和6年2月29日(木)
- 申請先 ● 子育て支援課

申請不要の方には、7月下旬に振込案内の通知が送付されますのでご確認をお願いします。

詳しくは、町ホームページまたは子育て支援課までお問い合わせください。



詳しくはこちら

お問合せ ● 子育て支援課 とも係 ☎ 76-5412